

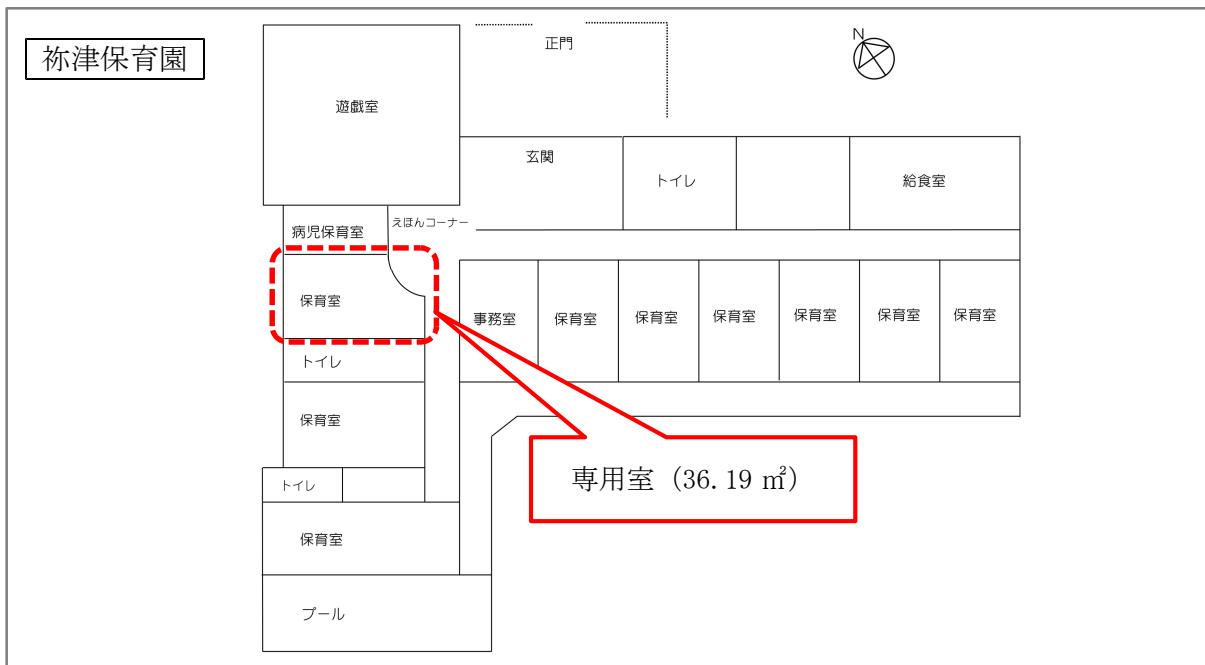
## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施施設等について

### 1 実施施設及び利用定員

施設名	実施方法 <sup>(注)</sup>	専用室の面積	受入年齢	利用定員（1時間当たり）		
				0歳	1歳	2歳
祢津保育園	一般型	36.19 m <sup>2</sup>	0歳6か月～満3歳未満	6名	2名	2名
北御牧保育園	〃	47.88 m <sup>2</sup>	〃	〃	〃	〃

・受入時間：月～金／午前9時～正午

- ・職員体制：各施設に専従職員1名を配置するほか、在園児保育に当たる職員が支援に入る体制を確保
- ・事業開始予定年月日：令和8年4月1日



#### (注) 実施方法について

- ・余裕活用型：施設を利用する児童数が施設の定員に達しない場合に、定員の範囲内で本事業の乳幼児を受入れる方法
- ・一般型：専用室を設けるなどして、施設の定員とは別に、本事業の定員を設定して乳幼児を受入れる方法

## 2 利用者負担額

区分	利用時間が1時間の場合	利用時間が1時間を超える場合
1 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である者	無料	無料
2 当該者及び当該者と同一の世帯に属する者についての当該年度分の市町村民税の所得割の額を合算した額が7万7,101円未満である者(1に掲げる者を除く。)	100円	100円にその超える30分までごとに50円を加算した額
3 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童又は要保護児童の保護者その他特に支援が必要であると市長が認める者(1及び2に掲げる者を除く)	100円	100円にその超える30分までごとに50円を加算した額
4 1から3に該当しない者	300円	300円にその超える30分までごとに150円を加算した額

国が示す標準的な金額

## 補足資料

### 計画上の確保策（必要利用定員）と確保予定数との比較

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳児	量の見込（人）	—	3	3	3	3
	確保策（人）	—	3	3	3	3
1歳児	量の見込（人）	—	2	2	2	2
	確保策（人）	—	2	2	2	2
2歳児	量の見込（人）	—	2	2	2	2
	確保策（人）	—	2	2	2	2

確保策 計（人） (必要利用定員)	—	7	7	7	7
----------------------	---	---	---	---	---

確保予定数（人）	—	4.5		
----------	---	-----	--	--

**【算出方法】**

$$\boxed{1\text{月の受入可能時間数} \div 176\text{時間}^{(\ast)}}$$

$$3\text{時間} \times 6\text{人} \times 22\text{日} \times 2\text{施設} \div 176\text{時間}=4.5\text{人}$$

(\*) 計画上の確保策（必要利用定員）と比較する場合は、1月の受入可能時間数を  
176時間（1日8時間×22日）で除した数値を用いています。

**【算出方法】**

$$\text{対象年齢の未就園児数（推計）} \times \text{利用率（見込）} \times 10\text{時間} \div 176\text{時間}^{(\ast)}$$

(\*) 1日8時間×22日

〈参考〉令和7年度 こども誰でも通園制度に関するQ&A【第13版】

No.	質問	回答
160	<p>特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）第3条第2項に規定される「一月当たりの利用定員」の具体的な算出方法をお示しいただきたい。</p> <p>また、当該「一月当たりの利用定員」は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第34条の15第5項第2号に規定される、市町村子ども・子育て支援事業計画において市町村が定める必要利用定員総数を踏まえた需給調整を行う際には、上記に基づき算出された「一月当たりの利用定員」から定員一人1月当たりの受入れ可能時間数（※）を除した数値を用いることが考えられます。</p> <p>（※）月176時間（8時間×22日）を基本としますが、市町村独自の設定も可能です。市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出時の設定と合わせていただく必要があります。</p>	<p>当該事業所における1時間当たりの利用定員×1月当たりの延べ開所時間数で算出いただくことが考えられます。</p> <p>なお、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第34条の15第5項第2号に規定される、市町村子ども・子育て支援事業計画において市町村が定める必要利用定員総数を踏まえた需給調整を行う際には、上記に基づき算出された「一月当たりの利用定員」から定員一人1月当たりの受入れ可能時間数（※）を除した数値を用いることが考えられます。</p> <p>（※）月176時間（8時間×22日）を基本としますが、市町村独自の設定も可能です。市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出時の設定と合わせていただく必要があります。</p>